

宇宙的価値としての平等論について 井上彰著『正義・平等・責任』をめぐる一考察

堀 田 義太郎
(東京理科大学)

はじめに

井上彰著『正義・平等・責任』は、井上平等論に注目してきた者の一人として待望の書であるとともに、現代政治哲学における平等主義の詳細な検討に基づき独自の主張が展開された著作として、日本語圏の政治哲学の議論を何歩も進展させる重要な作品である。今後、少なくとも政治哲学において「平等」について何かを論じたいと思う人は、この本で展開されている諸議論を必ず経由する必要があるだろう。以下では、私は本書の意義を語るよりも——それは自明であると思われるので——、本書で井上氏（以下、敬称は省略する）が提唱するオリジナルな理論としての「宇宙的価値としての平等」論について、大きく二つの問いを提示したい。

ここで、この文章が通常のいわゆる「書評」とは異なるということを一言断っておきたい。通常、学術書の書評に要求される要素は次の三つだと思われる。(1) 未読の人にも概要を把握できるように、対象となる著作の内容をまとめた上で、(2) その研究史上の位置づけを定め、(3) 研究上の意義と問題点、または残された課題について批評的コメントを付す。しかし、以下の文章はこれらの要件を満たしていない。その理由は、この文章に対しては著者からのリプライが予定されているため、直接的な問いを提示することが主要な目的だからである。著者自身を第一の宛先にはしているとはいえ、本稿の問いは、それに対するリプライを通して、井上平等論および平等主義をめぐる議論をより深く理解するという、多くの読者が期待する目的に資するはずだと信じる。なお、本書からの引用は () に「頁」を付してページ数のみを示す。

「宇宙的価値としての平等」論を取り上げるのは、多くの読者にとって、本書の議論のなかでおそらく最も関心を惹く箇所だと思われるからである。「宇宙的価値」とは一見突飛な印象を与える表現だが、本書全体を貫く大きな問いに対する、著者独自の解答の試みである。本書を貫くのは二つの問いである。第一に「なぜ平等なのか」と

いう問いであり、第二に「責任」を考慮した平等主義的な分配的正義論とはどのようなものか、という問いである(46頁)。「宇宙的価値としての平等」論は主に第一の問いに対する直接的な解答だが、「宇宙的」という形容は、第二の問いに対する解答、つまり運と責任に関わる井上正義論構想の理論枠組みにおける「平等」の位置にも関わっている。

「宇宙的価値」論は、周到的議論を踏まえて設定された問いに対する解答として結論的に提示されている。ただ、宇宙的価値としての平等の内実や性質に関する言及は、そこに至る他説の検討の緻密さに比べてあまりに簡潔に見える。少なくとも、いくつか検討・考察すべき論点が残されていると思われる。したがって本稿では、「宇宙的価値としての平等」の内実と射程に絞って疑問点と論点を提示したい。

以下、第一節では「宇宙的価値としての平等」論がいかなる問いに対する答えとして提示されているのかについて、主に本書第四章の議論をごく簡単に確認する。第二節では、宇宙的価値と道徳的価値の関係についてありうべき疑問点を提示し、それに対する解答として想定しうる候補を示す。第三節では、宇宙的価値としての平等論の射程について、とくに平等概念の多義性という観点から論点を提起したい。

1 宇宙的価値としての平等論はいかなる問いに対する答えなのか

まずこの節では、井上が「宇宙的価値としての平等」を提示するに至る議論を再確認しておきたい。宇宙的価値としての平等は、本書全体で井上が取り組む問いに対する解答として提示されている。では、本書全体を貫く問いとは何か。それを冒頭で井上は以下のように提示している。それは第一に、「なぜ平等なのかという根本問題に応答しうる平等の価値論的分析」であり、第二に「責任」を考慮した平等主義的正義論の構築(46頁)である。

この問いに対して第二章では、ドゥオーキンの「平等

な尊重と配慮」の根拠をめぐる批判が展開され、第三章では左派リバタリアンの議論が検討される。まずドゥオーキンについては、「平等な尊重と配慮を受ける権利自体、いったいどのようにして正当化される」のか(50頁)という問いに十分に答えていないことが指摘される。つまりドゥオーキンの議論には、「平等な尊重と配慮が基底的とみなしうるほどの規範性をなぜ有するのか……〔その〕積極的理由を見出すことができない」(51頁)。

また、「左派リバタリアン」については、自己所有権テーゼを基礎に据える点で問題があることが指摘される。第一に、リバタリアン的な「強制労働」という比喻を用いる議論は、平等主義から見て反直観的な帰結を許容することになり、また第二に、獲得と移転の歴史を重視する立場は、未来の不確実性に対して対処しえないという問題がある。

その上で、第四章で、「なぜ平等なのか」という問いに解答を与える、平等の価値論が積極的に提示されている。第四章はまず、「個人的価値」——価値は誰かにとっての価値であるという議論——として平等を擁護するジョン・ブルームと、水準低下批判を回避するために平等には「非個人的な価値」があるという立場を取るラリー・テムキンの議論が比較検討される。

両者の論争を詳細に跡付けた上で、井上はテムキンのほうが妥当であると裁定を下す。テムキンの「聖人と罪人」の福利比較の思考実験は「平等の価値が個人的価値に還元できない側面、すなわち非個人的価値としての特性を有する点」(122頁)を明らかにしている点で評価できるからである。

ただ井上は、テムキンの議論は平等の「非個人的価値」を示唆する点では一定の評価に値するが、問題はあるとする。それは、テムキンの議論では、平等が「責任」によって条件づけられているため格差を許容しうるし、「過酷さ批判」が当てはまり得る点、また、それらを回避するための多元主義も場当たりの点である。

このように論じた上で、イングマール・ペアションの「極端な平等論」が参照される。ペアションによれば、平等は「何か積極的な価値」を単独で与えるものではなく、「集計された価値を割り引くだけ」の「オペレーター」のようなものである(144頁)。このような議論は、「正しい方向性を示している」(148頁)と評価される。ただし井上によれば、ペアションの議論もそのまま採用できるようなものではない。第一に、それは「そのように平等の価値を扱う積極的根拠を示しているわけではない」(146頁)からである。また第二に、ペアションは個人の

責任を一切認めない議論をしているが、その根拠には疑問がある。

こうした議論を経て、本書の中心的主張が提示される。なぜ非個人的な価値としての平等に価値があるのか、という問いに対して井上が提示するのは「宇宙的価値」があるからだ、という議論である。ペアションの議論を踏まえて、テムキンに指摘されるような問題点をクリアするためには、責任原理などを含む「正義構想」を超える「平等の価値を核とする議論」が有望または必要である(なお井上自身は「有望」とか「必要」という言葉は使っていない)。宇宙的価値の特徴に関わる箇所をほぼそのまま引用する。

この議論では……非個人的価値としての平等は正義を構成する一つの価値ないし一つの原理としてではなく、正義を超えた究極的価値、もっと言えば世俗的な世界に根差すあらゆる価値を超越した「宇宙的価値(cosmic value)」として位置づけられる。平等を宇宙的価値と名付ける理由は、純粋理念としての等しい関係性が、仮に世俗的な世界が存在せずとも永遠に価値をもつものとして成立する(とみなしうる)からである。この純粋に等しい、いかなる世界であっても存在する有意な関係性に随伴する価値は、われわれが個別的に示す実際的な態度やパフォーマンスに依存しない点で、純粋に非個人的価値として成立するものである。(148頁)

そしてそれは、「あらゆる可能世界で見いだされる純粋に関係的な価値である点で、(反不平等主義では提供しえない)平等の積極的誘因力を示すものとなっている」(148頁)とされる。

この意味での平等の「役割」は、「たとえば個人的責任の考え方が純粋な等しさからの逸脱を指令するときに、それを等しさの方に引き戻すシグナルを出す」ことであり、「格差があまりに広がった場合には、激しい格差を容認しない(価値を重視する)ようわれわれを導いていく。この誘因力は、ペアションが言うところのオペレーターとして存在感を示すものとも言い換えられる。すなわち、平等にオペレーターとしての役割があることは、平等が宇宙的価値であることを通じて確認される」(149頁)。そしてそれは、「なぜ平等なのか」という問いに「応答しうる規範的根拠を提出するものであることは、説明するまでもない」とされている(149頁)。

第四章は、このような「宇宙的価値としての平等」が

テムキンの議論に指摘される諸問題をクリアできること、また、ペアションのように責任を無化するような議論ではないという点が論じられ、閉じられる。

2 宇宙的価値は道徳的価値なのか

この井上の議論は、各人の福利水準とは独立して、関係性としての「等しさ」そのものに価値があるという立場を擁護する議論である。たとえば、成員が二人（または内的に均質な二集団）だけの世界として、次のような三つの世界（A、B、C）があるとするとする。

世界 A	10、10
世界 B	5、5
世界 C	1、1

これらと比較する際、それぞれの世界において各成員の状況を表現する値は等しい。このとき、宇宙的価値としての平等論は、これら三つの状態は「等しい」という点では同じ価値（善さ）があると主張するだろう。それに対して、功利主義も優先主義も充分主義も、この三つの世界を善さにおいて等しいとは評価しない。功利主義と優先主義は「 $A > B > C$ 」と評価するだろう。充分主義の場合にはその閾（threshold）次第である。充分だと言える閾が仮に「5」ならば A と B は無差別であり、両者は C よりも善いとされるだろう。

ここで言うまでもなく、これら三つの世界は、そこに含まれる二人の値が「等しい」という点において、同等である。このことは「等しさ」という言葉の意味からして真である。そして、もし平等（等しさ）という状態そのものに何らかの価値があるとすれば、その価値は、上記三つの例すべてにおいて成立する価値であるということも同語反復的に正しい。さらにその価値は、関係項の値の大きさは別の価値——本書の議論文脈では非個人的な価値——であるということも、その通りである。これらは関係性を示す概念について一般的に当てはまる。たとえば、不等号（ $A > B$ ）の関係に仮に何らかの価値があるとすれば、各項に代入される値とは独立に、この関係が見出される全ての事例についてその価値が成立すると言える。

その上で、問いたいのは次の点である。「等しい」という関係性そのものの価値とはなにか、またそれが道徳的な価値であるとなぜ言えるのだろうか。

宇宙的価値論で問題になっているのが道徳的価値であ

るということは明らかである。水準低下したとしても平等には「善さ」があると言えるかどうか、という問いが前提になっているからである。そして先に見たように、井上の議論では「平等」は「宇宙的価値である」とされている（148-9 頁）。また、「宇宙的平等としての平等を核とする平等主義的正義論が、『なぜ平等なのか』の問いに回答しうる規範的根拠を提出する」（149 頁）とされている。つまり宇宙的価値とは、「なぜ平等にすべきか」という規範的な問いに対する答えの根拠となる道徳的価値（善さ）である。だが、「等しさ」そのものの価値として、たとえば美的価値や認識的な価値があるという主張に比べると、それに道徳的価値があると主張するためには、さらに議論が必要だと思われる。その理由は以下である。

「等しさ」という関係性は、対物的にも対人的にも、さらには概念にも数にも適用できる。しかし、任意の対象に適用できるような最広義の「等しさ」に対しては、まさに本書第一章で言及されている「形式的平等」に関する J・R・ルーカスの指摘——「限りなく無内容である」（18 頁）——が当てはまりうると思われるからである。仮に「無内容」とまでは言えないとしても、モノや概念にも適用されうる最広義の「等しさ」に何らかの価値があるとすれば、それがすなわち道徳的な価値であると言うためには、さらに議論が必要だと思われる。道徳的価値は通常、対人的なものであり、モノとモノの等しさにも当てはまる価値とは異なる特殊な価値だからである。モノとモノ、概念と概念のあいだの等しさにも「善さ」があるという主張は容易には理解できないので、少なくとも説明が必要だろう。

この点、本書で宇宙的価値としての平等の内実の説明に割かれている紙幅はわずかであり、これらの論点については主題化されていない。したがって以下、簡単にではあるが、宇宙的価値と道徳的価値の関係について、真と美に関わる価値としての見方、そして「我々の信念についての最善の解釈」という見方を示しておきたい。

(1) 美的価値と認識的な価値

「純粋な等しさ」、「純粋理念としての等しい関係性」に価値があるという議論で思いつきやすいのは、美的価値である。たしかに、シンメトリカルなものに対する価値を私たちは認めている、と言えるかもしれない。たとえば建物やミクロな結晶の構造、マクロな宇宙の構造、数学の等式などを認識した際に、私たちは何らかの価値を見出していると言えるかもしれない。しかしそれは道徳的な価値ではないだろう。むしろ、美的な価値と呼ぶに

相応しいと思われる。

また「等しさ」には、認識的な価値 (epistemic value) と呼ぶる価値もあるかもしれない。たしかに、異なると思われていたモノのあいだに等しい関係性が成立するという事は、我々の認識を拡張するような情報を与える。あるいは、たとえば「 $E = mc^2$ 」という等式には世界の真理の一端を示す情報的な価値がある、と言ってもおかしくはないだろう。

しかし、このような価値が「等しさ」そのものにあると言えるとして、二つの問いが生じると思われる。

(a) 仮に「等しさ」に認識的価値や美的価値があると言えるとして、それらの価値と道徳的価値の関係が問題になるだろう。たとえば、美的または認識的な価値は道徳的価値の根拠になるのかどうか。なるとして、前者から道徳的価値は推論によって導出されるのか、あるいは類推のような関係なのか。または何らかの感情を媒介として結び付けられるのだろうか。

(b) 仮に美的または認識的な価値だとして、他にも美的・認識的価値はあると思われる。たとえば、「均質性」や「大きさ」などである。そして、これらの価値から道徳的価値を一般的に導き出せるとすると、均質性や大きさに対応する道徳的価値がありうるということになる。とすると、「等しい関係性」に対して認める価値と、他の(美的価値から導き出される道徳的)価値との優先順序や比較問題が生じるのではないか。

(2) 平等主義的直観に対する最善の解釈

あるいは、認識的価値や美的価値ではなく、平等(主義)に関する我々の信念の最善の解釈に基づいて導出されていると見ることもできるかもしれない。

私がこのような見方をする理由は以下である。私見では、政治哲学の諸議論を含む道徳哲学における諸概念の意味や価値の分析は、「私たちは本当のところ何を信じているのか」を解明することを一つの重要な目的としている。思考実験は、ある概念が成立するための条件に関して、私たちの信念や直観を試すためのテストである。それらを通して、「私たちは本当のところ何を信じているのか」という問いに対する(暫定的な)答えが与えられることになる。それは、一言で言えば解釈であるが、その解釈の結果として、当初の信念や信念体系を保存・保守するような結論に至ることもあれば、「私たちは(本当は)何を信じるべきか」について、当初の信念を改訂する指

示が与えられることもある。たとえば、優先主義は改訂的な指示を与える議論である。

このような想定が妥当だとすると、宇宙的価値論は次のような解答の省略形として理解できる。すなわち、もし「等しさ」にそれ自体として道徳的な価値(善さ)があると我々が考えているとすれば、それは、そこに宇宙的とも呼ぶるような(形而上学的な)価値があるからだと言えないだろう、と。つまりそれは、我々の「平等」概念をめぐる信念についての一つの(最善の解釈に関する)仮説として提出されていると見ることが出来る。そして私見では、美的価値や認識的価値としての理解よりも、こちらの方向性の議論として理解した方が説得的だと考える。

もし上記のどれでもないとして、次の点が問題になるだろう。すなわち、宇宙的価値とは何か、そしてそれが道徳的価値であると言えるのはなぜか。

3 分配的平等論の射程——分配的平等と平等

第二の問いとして、宇宙的価値としての「平等」の射程を確認するための論点を提示したい。

本書で「宇宙的」という性質は、一方で、平等の(いわば)形而上学的な価値の性質を示すものとして、他方で、たとえば責任や真価などを含む他の諸価値を組み込んだ正義論構想に対する、平等の理論的な位置を示すものとして提示されている。「宇宙的価値」の性質や道徳的価値との関係については上述したような問いが提起されうると思われる。

しかし、上の問いに対する解答の成否とは独立して成立する問いもある。それは、本書が擁護する「平等」は、政治哲学における他の諸価値、とりわけ他の平等との関係でどのような理論的射程をもつのか、という問いである。この問いにもいくつかの前提があるので、以下簡単に説明したい。

まず、平等の価値が問題になること自体が一定の文脈を前提にしているという点を、あらためて確認しておきたい。というのも、「なぜ平等が善いのか」という問いには特に答える必要はない、という立場もありうるからである。その典型は、本書でも言及されているように(1-2頁)、平等批判を称する議論も実はすべて、ある意味では平等に処遇または配慮すべしという原理を前提にしている、という(有名なものとしてはアマルティア・センの)議論である。もし、平等を批判すると称する議論が、実

はすべて、ある意味では万人を等しく扱うべしという原理を前提としていると言えるならば、平等そのものがなぜ善いのか、を問う必要はなくなる。なぜなら、それ自体は理論的には誰にも否定されてはいないことになるからである。したがって問題は、何についての平等に価値があるのか、ということになる。よく知られているように、このような観点から設定される研究プロジェクトは、「なぜ平等か」ではなく「何の平等か」になる。

平等の価値をめぐる問いに取り組む本書では、このような方向性は採用されない。その前提には、いかなる立場もある意味では平等を支持している、と言われる際の「平等」の意味が広すぎる、という認識があるからだと思う。たしかに、人々を等しく扱うという意味での平等は、功利主義にも優先主義にも共有されていると言える。たとえば優先主義は「利益一単位の限界道徳的価値の（福利の絶対的水準の低下に伴う）逡増」の原理をすべての人に等しく適用し、それに対して道徳的配慮を与えるという議論であり、最不遇者の利益を等しく尊重すべしという議論である。もちろんこのレベルでの平等は、功利主義もある種の平等——「一人を一人以上に数えない」——を前提していると言われる場合に想定されているような平等であり、内容空虚だと言われる可能性はある。ただ、その上でも、「人々を等しく扱うべきである」という意味での平等原理の根拠はとくに問う必要はなく、何を平等に扱うかこそが重要であるという主張は維持できる。

ここまで広い意味での平等概念を採用しないとしても、従来の議論は、「平等」概念の多義性を前提にした上で、利益や境遇または経済的な平等に限定している。たとえば、デレク・パーフィットは、「我々のほとんどが何らかの平等を信じている……たとえば政治的平等を信じているし、または法の下での平等を信じている。または、万人が平等な権利をもつことを信じているし、万人の利害関心は等しく重みづけられるべきだということを知っている」と述べる（Parfit, D. 1991 (=2000) “Equality or Priority?” Clayton M. and Williams A. eds. *The Ideal of Equality*, St. Martin's Press, p. 84 [堀田訳「平等が優先か？」広瀬巖監訳『平等主義基本論文集』勁草書房、近刊])。しかしその上で、パーフィットは問題を「等しい境遇」に限定して議論を展開する。また、ネーゲルも同じく平等が問題になる諸側面を「政治的・法的・社会的・経済的」に大別した上で、「経済的」な平等または「利益の分配」の平等に問いを限定している（トマス・ネーゲル「平等」、永井均訳『コウモリであるとはどのようなこ

とか』勁草書房、1989年、167-8頁）。

では、宇宙的価値としての平等の対象は、パーフィットやネーゲルのように経済的な平等または利益の分配の平等なのか、または政治的平等や法的平等も含む広義の平等なのだろうか。答えは明白だと思われる。つまり本書の課題はパーフィットらの議論の延長線上にあり、経済的平等（分配的平等）の正当化にある。「宇宙的価値としての平等は平等主義的分配パターンを、根本原理レベルで唱導する」（153頁）ものだからである。そうだとすると、分配的平等と、政治的平等や法的平等、社会的平等などとの関係性が問題になるだろう。

第一に、パーフィットやネーゲルの議論は、政治的・法的・社会的平等を前提にした上で、分配的正義に固有の問題として平等を問題にしているからである。もちろん、パーフィットらがそうしているということだけでは、それが正しいという理由にはならない。しかし第二に、たとえばロールズの第一原理「基本的諸自由の平等」に政治的権利や自尊の基礎が含まれるように、これらの平等が分配的平等よりも基底底であると考えられる理由は多くある（そして私自身それに一定の説得力があると考えている）。また、たとえば本書のロールズ批判においては「格差原理」に限らず広い意味での平等そのものの価値の根拠（の不在）が問題化されているのに対して、宇宙的価値論は分配的平等の正当化論となっているため、両者のあいだにはギャップがあると思われる。そして本書では、分配的平等の正当化論としての宇宙的価値論が、政治的・法的・社会的な平等の価値とどのように関係するのかという問いは扱われていない。

以上から、次の問いが生じると思われる。つまり、本書が擁護する分配的平等の価値と、他の政治的・法的な平等などの価値との関係は理論的にどうなっているのだろうか。

以下では、(1)で、「人々を等しく扱うべし」という意味の平等や、法的・政治的平等を含めた平等論と、本書の立場との違いを（推定的に）確認する。その上で(2)では、分配的平等の正当化論としての本書の議論にとって残されると思われる課題を示したい。

(1)

宇宙的価値としての平等論は、「人々を等しく扱うべし」という意味での平等や、法・政治・経済その他の諸側面を含めた広義の平等の根拠として提示されている、という可能性もないわけではない。

しかし第一に、もし「等しさ」そのものの価値が、た

たとえば「人々を等しく扱うべし」という意味での広義の平等の価値論だとすると、次のような問いが生じる。つまり、それは功利主義や優先主義にとっても共通基盤となる平等の価値論になるのではないか、という問いである。というのも、功利主義も優先主義も充分主義も、「人々を等しく扱うべし」という規範から完全に独立して構築可能な理論であるとは思えないからである。そうだとすれば、もし「人々を等しく扱うべし」といった意味での平等の価値が何らかの形で正当化されたとして、しかしその上で、人々の「何」を等しく扱うのかという問いが別途生ずることになるだろう。だがそれは、分配的平等をたとえば優先主義的な立場に対して擁護する、という本書の課題とは別の議論になるだろう。

また第二に、「人々を等しく扱う」という意味までは広くはないとしても、法的平等や政治的平等を含めた平等擁護論なのだろうか。すぐに見るように、この立場にもいくつかの可能性はあるが、本書はこの立場であるとも考えにくい。たとえばマーティン・オニールは、法的・政治的平等をより重視する立場から、水準低下批判に対して次のように反論している。つまり、平等の「善さ」の根拠として、政治的な価値や共同体主義的な価値、平等な社会関係（支配や隷属の不在など）などがありうる。そして分配的平等はそのための手段として擁護できる（O'Neill, M. "What Should Egalitarians Believe?" *Philosophy & Public Affairs* 36-2 (2008)）。これは、分配的平等に本質的な価値を認めず、より重要な価値に対して手段的な価値しかないとする立場である。しかし本書は、このような議論をアドホックな多元主義として斥けるのではないと思われる。

(2)

そうすると、やはり宇宙的価値としての分配的平等の価値と、政治的平等や法的平等、社会的平等などの価値とのあいだの関係性が問題になるだろう。この点については、分配的平等には政治的・法的・社会的平等は含まれないという立場 (a) と、分配的平等にその他の平等は含まれるという立場 (b) がありうるだろう。

前者 (a) の立場は、さらに三つ（プラス一つ）の立場に分けることができる。第一に、分配的平等の価値は、人としての平等な尊重原理や、法の下での平等、政治的平等などの価値よりも、理論的に下位に置かれるという立場である。先に触れたオニールはこの立場である。しかしこれは、本書の議論（「あらゆる価値を超越した」価値という議論）からは考えにくい。その上で、もし仮に本

書の議論が、法的平等や政治的平等を前提にした上で、分配的平等に限定した議論として展開されているとすると、平等そのものの価値はある意味では前提になっているということになる。とすると、本書の議論は平等そのものの価値論ではなくなってしまうし、他の平等から派生的に分配的平等を根拠づけることも可能だと思われる。

第二に、分配的平等に関わる宇宙的価値は、他の平等の価値と同水準で並置される、という立場もありうる。これも本書の議論からは考えにくい。仮にそうだとすると、宇宙的価値論は限定された範囲で平等を擁護する議論である、ということになるだろう。もちろん限定された平等擁護論であるとしても、そのこと自体は問題ではない。ただしその場合、境遇や福利に関する分配的平等は、政治的平等などどのように関係するのかが原理のレベルで問題になるだろう。

第三に、分配的平等は他の平等を超えた位置にあり、他の平等については世俗の正義原理の中で考量される、という立場である。おそらく本書はこの立場ではないかと思われるが、仮にそうだとすると、分配的平等と、世俗の正義原理における平等の価値の優先順序や重み付けが問題になるだろう。また、この立場は、政治的権利の平等や法的平等、社会的平等は、非世俗的で超越的な価値をもつ分配的平等よりも、その価値において劣後するという含意をもつと思われる。そうだとすると、その直観適合性が問題になるだろう。というのも、むしろ逆ではないか（少なくとも政治的、法的平等は分配的平等に優先する）と考えられるからである。

先に、「三つ（プラス一つ）」という不明瞭な表現を使ったのは、上記三つの立場とは根本的に違う立場もあるかもしれないからである。それは、政治的・法的・社会的な平等と呼ばれてきたものは、実は「平等」概念が適切に当てはまるような領域ではない、と見る立場である。ただ、これはそれ自体かなり議論を要する立場だと思われる。とはいえ、そもそも政治的権利や法の下での平等、平等な関係性といった表現自体が、「平等」概念に関する混乱した見方に基づいている、という観点は理論的にはありうるかもしれない。

他方、分配的平等に他の平等は含まれる、という立場 (b) もありうる。つまり、宇宙的価値としての分配的平等論は、他の平等の価値をすべて包含する議論として提出されている、という可能性である。それによれば、政治的平等や法的平等、社会的平等は、分配的平等の対象となる各人の福利水準に換算可能である。これは分配的

平等一元論と呼べる立場だが、それには理論的なコストが伴うと思われる。というのもそれは、法の下での平等や政治的平等などを分配されうる対象とすることで、いわば「買収 (buy off)」の可能性を理論的に認めることになるとと思われるからである (Wolff, J. & De-Shalit, A. *Disadvantage*. Oxford University Press. 2007)。もちろん、たとえば選挙権等の買収にとくに問題はないという立場も——それに説得力があるかどうかは別として——ありうるかもしれない。他方、買収を避けるために、たとえば選挙権等の価値を買収不可能な水準にまで高めることは可能かもしれない。しかしそれは事実上、政治的権利などを、福利を構成する他の諸価値とは互換可能性がない、いわば非共約的な価値として位置づけていることになるだろう。

本書の議論で、このような論点に間接的に関わると思われるのは、「反平等主義」に関する議論である (154-5 頁)。反平等主義には過酷さ批判 (harshness objection) と恥辱批判 (humiliation objection) があるが、ここで問題になるのは後者である。つまり、当人に帰責しえない不平等の是正のための分配政策が、分配を受ける人々をスティグマ化することで「平等な尊重」という原理に反する場合があるのではないかと、という批判である。

この批判に対する応答において、井上は次のように述べている。すなわち、「宇宙的価値としての平等」は、「極度の貧困ないしそれに苦しむ立場にあるときに生まれる (あるいはそのことを公言することの) 劣等感によって一層の福利格差を生むような状況」を是認しない (154 頁)。その上で、「われわれの平等主義的正義構想は、各人の尊厳が著しく傷つけられないような補償政策を、正義原理の適用レベル (具体的な政策) で提出する」(同上)。そして、「責任構想が正義原理として採用されるとしても……人びとの尊厳を蔑ろにするような政策を容認するものとはならないだろう。そうあってはならないことは、宇宙的価値としての平等が大きな方向性として常に示すことなのだ」とされている (同上)。

ここでは、「尊厳が傷つけられない」政策は「正義原理の適用レベル」で提出されるとされつつ、同時に「宇宙的価値としての平等」がそれを「大きな方向性として常に示す」ともされている。

この点について私は、本書の理論的前提からすれば、「尊厳が傷つけられない政策」は「正義原理の適用レベル」で提出されるとは言えるとしても、「宇宙的価値としての平等」だけでは、その政策を排他的に指示しないだろう

と考える。なぜなら、ある人々の尊厳が著しく傷つけられて福利格差が生じているとして、この格差を、他の人々の福利を何らかの仕方で低下させることで、つまり「水準低下」の方向で是正することも、「純粋な等しさ」という観点からは支持されうるはずだからである。「1、10」という状態を「10、10」か「1、1」にしかできないとして、純粋に等しい関係性に価値があるという立場は、「10、10」を排他的に指示しないだろう。関係者に対する影響とは独立して「等しさ」だけに価値を置く立場からすれば、人々が等しく尊重し合うか等しく蔑視し合うかの違いは、重要ではないはずだからである。

また、正義原理の適用レベルで「尊厳」をもつことの平等が重視されるということは、ここでは社会関係の平等は分配的平等よりも下位に置かれていること (先の「第三の解釈」) を示唆している。そうだとすると、先に述べたように、政治的・法的平等についてもそう言えるのだろうかと思われる。

いまの「尊厳」をめぐる議論は細かいニュアンスに関わる話にすぎないかもしれないが、それに言及したのは、本書が擁護する分配的平等の理論的な位置を考える際に示唆的だからである。政治的平等や法的平等、社会的平等などについても、同様の問いが成立しうるとと思われる。すなわち、分配的平等の擁護論としての本書の議論において、分配的平等の価値とその他の平等の価値の関係はどう理解されているのだろうか。

おわりに

以上、長文になってしまったが、本書の議論に対する問い自体はシンプルである。

- 1 宇宙的価値とは何か、そしてそれが道徳的価値であると言えるのはなぜか？
- 2 本書が擁護する分配的平等 (の価値) と、他の政治的・法的・社会的な平等 (の価値) との関係は理論的にどう理解されているのだろうか？

単に問いだけを出すことは容易である。重要なことはその問いを提示する理由である。井上にとってはもちろん、多くの読者にも自明だと思われる点について長々と書いてきたのはそのためである。私自身の誤解が正されることも含めて、リプライを通して諸論点が明らかになることで、井上平等論 (そして平等主義をめぐる諸議論) の理解の深化にとって、本稿が少しでも役に立つことを

願っている。

最後に、もう一度最初に述べたことを繰り返しておきたい。井上が本書で取り組む「平等の価値」をめぐる議論の射程は言うまでもなく非常に広い。本書の読者は、その主張、たとえば宇宙的価値論に仮に同意しなかったとして、「では、あなたはどうか考えるのか？」という問いに向き合わざるをえないだろう。

「平等」は大切である、と私たちの誰もがどこかで考えているはずである。だが、ではその何が、なぜ大切なのか、その価値の根拠は何か、価値があるとされる平等の意味とは何か。こうした問いに取り組むことは、現代社会の諸問題を原理的なレベルで考察し、具体的な政策を評価する視座を得るためという実践的な意義だけでなく、「私は本当のところ何を信じているのか」を明らかにするという点でも非常に大きな意味がある。本書で示されている諸議論は、これらの問いに取り組む際、つねに参照され検討されるべき一つの里程標であり続けるだろう。